別紙

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」：東京都情報公開条例

文書名		開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
産業廃棄物管理票交付等状況報告書 （令和５年度実績分）				
L列	事業場名称		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
O列	事 住所		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
Q列	事 電話番号		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
W列	排出量		条例第７条第３号	法人の公にされていない事業活動に関する具体的な情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより、事業運営が損なわれると認められるため。
AA列	再1運搬受託者		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AD列	運搬の氏名又は名称		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AG列	運搬都道府県		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AH列	運搬先所在地		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AJ列	再委託処分名称		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AM列	処分受託者の氏名又は名称		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。

文書名		開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
AP列	処分都道府県		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AQ列	処分事業所所在地		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AT列	２収集運搬業者名称		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AW列	２運搬都道府県		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AX列	２運搬先事業場所在地		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
AZ列	３収集運搬業者名称		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
BC列	３運搬都道府県		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
BD列	３運搬先事業場所在地		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
BF列	４収集運搬業者名称		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
BI列	４運搬都道府県		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
BJ列	４運搬先事業場所在地		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
BL列	５収集運搬業者名称		条例第７条第３号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。

文書名		開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
BO列	5 運搬都道府県		条例第 7 条第 3 号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。
BP列	5 運搬先事業場所在地		条例第 7 条第 3 号	当該法人の取引先に関する情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であるため、公にすることにより事業運営が損なわれると認められるため。